

資料4別添

企画提案競技評価票

提案者名		審査員氏名				
評価項目				5段階 評価(a)	乗じる 係数(b)	評価点 (a)*(b)
<b>(審査員による評価)</b>						
1 実施方針 (評価配点: 15)						
	(1) ターゲット層のインサイトを分析し、Instagramを通じた意識醸成から行動変容へ繋げるための戦略の全体像が明確で優れているか。				2	
	(2) 企画提案は仕様書の内容に合致しているか。				1	
2 実施体制 (評価配点: 10)						
	(1) 事業を円滑に遂行するための事務局体制、サポート体制が明確かつ適切なものとなっているか。				1	
	(2) 過去にSNS (特にInstagram) を活用した同種のマーケティングや情報発信業務を実施し、成果をあげているか。				1	
3 実施スケジュール (評価配点: 5)						
	(1) 具体的かつ適切なスケジュールとなっているか				1	
4 事業の実現性 (評価配点: 65)						
	(1) 【ワークショップ】若者のニーズや課題を引き出す効果的なテーマ設定、進行方法、参加者の募集方法等が提案されているか。				1	
	(2) 【プロジェクト名・ロゴ】ターゲット層 (20~30代) に親しまれ、認知拡大に寄与する方向性・コンセプトとなっているか。				1	
	(3) 【プラットフォーム運営】受託者独自の連携事業者候補 (4社程度) との連携による相乗効果や具体的な取組イメージが提案されているか。				2	
	(4) 【Instagram戦略】未婚活層の興味を惹きつけ行動のきっかけに繋げる発信戦略 (世界観、テーマ、投稿頻度、UGC活用等) が提案され、目標リーチ数達成の道筋が明確か。				3	
	(5) 【婚活支援コンテンツ制作】婚活中の層を後押しするコンテンツ (専門家コラム等) の企画案が提案されているか。				2	
	(6) 【広告・キャンペーン】費用対効果の高いWeb広告運用プランや、本事業の認知拡大 (拡散) に寄与する企画案が提案されているか。				2	
	(7) 【その他 (独自提案)】仕様書に記載されている仕様以上の取組で、事業効果をさらに高めるための独自のアイデアや提案があるか。				2	
5 事業の実施経費 (評価配点: 5)						
	(1) 企画提案の内容を実施するための費用が内訳毎に明確に示され、かつ、妥当な金額となっているか				1	
<b>(事務局による算出)</b>						
6 加点措置 (評価配点: 10)						10
	(1) 賃金水準の向上の取組に関する加点措置 (別紙参照)					5
	(2) 女性の活躍推進の取組に関する加点措置 (別紙参照)					5
合計						10

(別紙)

「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組

評価項目	設定区分		配点		
	大区分	小区分			
賃金水準の向上	役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率(※1)	1.50%以上	3	最大 5	
		2.00%以上	4		
		3.00%以上	5		
	「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		0.5		
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法(※3)	各 0.25	最大 0.5
			次世代法(※3)		
	えるぼしチャレンジ企業認定(※2)		1		
	法令に基づく認定	女活法(※3)	えるぼし	1.5	最大 3
			プラチナえるぼし	2	
		次世代法(※3)	くるみん	1.5	
			プラチナくるみん	2	
	若者雇用促進法(※3)	ユースエール	0.5		
	秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰	各 0.5	最大 1	
		女性の活躍推進企業表彰			
子ども・子育て支援知事表彰					
男女共同参画社会づくり表彰					

注1 評価項目「賃金水準の向上」の平均給与額の対前年増加率については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとする。

注2 評価項目「女性の活躍推進」の一般事業主行動計画の策定・届出及び秋田県知事表彰の受賞については、該当する小区分ごとに配点を行うものとする。また、法令に基づく認定のうち女活法については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとし、次世代法についても同様とする。

注3 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点(一部に最大配点の調整あり。各評価項目最大5点、合計10点)により配点を行うものとする。

注4 共同企業体制度(JV)又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、「賃金水準の向上」と「女性の活躍推進」の各評価項目において、個々の参加企業の配点を合計し、当該参加企業の総数で除した点数(小数点以下第3位を四捨五入)により配点を行う。

※1 秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者として算出することも可能とし、所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」又は税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類(任意様式)」により比較する。

※2 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定(女活法)」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※3 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)

次世代法：次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)